

これらは、法律で禁止されている犯罪行為です。

「立入禁止」場所に 理由なく立ち入ること

入ることを禁じた場所、又は他人の田畑に
正当な理由がなく入ることは犯罪です。



うその110番や 119番通報をすること

虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出ることは犯罪です。



刃物や鉄棒などを 隠し持つこと

正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、
又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような
器具を隠して携帯することは犯罪です。



子ども料金を 電車に乗ること

中学生以上は、子ども料金で電車に乗ることは犯罪です。
料金を払わず改札口を通ることも犯罪です。



みんなで声をかけあい、社会のルールを守ろう！

神奈川県警察